

別表十三(十)

「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
	・	・		

助成金等の名称	1		告示年月日	4	・	・
助成金を交付した者	2		告示番号	5	第	号
助成金の交付を受けた年月日	3	・	交付を受けた助成金の額	6		円
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算						
帳簿価額の減額等をした場合			特別勘定を設けた場合			
減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7		特別勘定に経理した金額	17		
	減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額 (12) - (14)	18	
損金不算入額 (8) - (7)	9		繰入限度超過額 (17) - (18)		19	
転廃業助成金の額	10			翌期の繰越額	当初の特別勘定の金額 (7) - (19)	20
減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11		繰越額			同上的うち前期末までに益金の額に算入された金額
差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12			繰越額	当期中に益金の額に算入すべき金額	
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		の計算			期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)
固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14					
圧縮限度額の計算	15					
圧縮限度超過額 (13) - (15)	16					

P66参照

別表十三(十) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(十)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)	第68条の102第1項	10271	「8」欄の金額 (「7」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (転廃業助成金等の交付を受けたこと により帳簿価額を減額し、又は積立 金として積み立てた金額がある場合)	「第68条の102第2項」又は「第68条の 102第3項」	10272	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)
	「第68条の102第10項において準用す る第68条の102第2項」又は「第68条の 102第11項において準用する第68条の 102第3項」	10542	

※ 区分番号「10272」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「10542」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第68条の102第3項」及び「第68条の102第11項において準用する第68条の102第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (特別勘定を設けた場合)	「第68条の102第4項」又は「第68条の 102第6項」	10273	「17」欄の金額 (「18」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)

※ 「第68条の102第6項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。